

# 社会保険

# ひょうご

2011

9

September

発行／財団法人兵庫県社会保険協会 〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4丁目9-26 TEL(078)393-0211

\*当協会は、会費で運営されています。国等からの補助金等は一切受けておりません。

## 特集

- 離婚時の厚生年金の分割制度について
- 標準報酬月額を被保険者へお知らせください
- 平成23年9月分(10月31日納期分)から厚生年金保険の保険料率が改定されます
- 協会けんぽ窓口縮小のお知らせ
- 「社会保険実務講習会」「社会保険ボウリング大会」参加者募集中!



(豊岡市但馬海岸：はさかり岩)

協会とあなたを結ぶ「社会保険ひょうご」をみなさんに回覧しましょう

兵庫県社会保険協会  
のホームページ

→ <http://www.hyougo-shahokyo.or.jp/>

# 離婚時の厚生年金の分割制度について

離婚等をしたときに、厚生年金の標準報酬(標準報酬月額および標準賞与額)を当事者間で分割することができる制度です。この年金分割制度は、離婚時の厚生年金の分割制度[合意分割制度]と、離婚時の国民年金第3号被保険者期間についての厚生年金の分割制度[3号分割制度]があります。

## ①合意分割制度

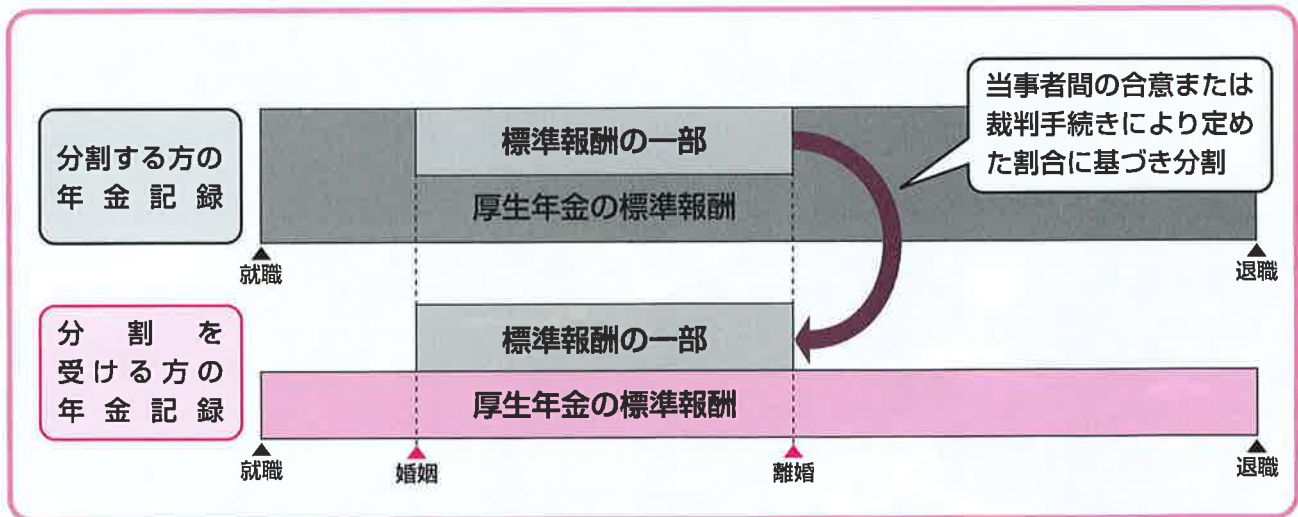
次の条件に該当した場合に、当事者からの請求により厚生年金の標準報酬を当事者間で分割することができる制度です。

- ・平成19年4月1日以後に離婚した場合や事実婚関係を解消した場合など。
- ・当事者間の合意や裁判手続きにより年金分割の割合を定めたこと。
- ・請求期限(原則として離婚から2年以内)を経過していないこと。



この制度により分割される標準報酬は、離婚等をしたときはその「婚姻期間中の当事者の厚生年金の標準報酬」に限られます。(事実婚関係にあった方の場合は、その「事実婚関係にあった間の国民年金第3号被保険者期間中の当事者の厚生年金の標準報酬」です。)

按分割合は、当事者双方の標準報酬の総額合計の2分の1までとなります。標準報酬の総額が多い方から少ない方へのみ分割が可能です。



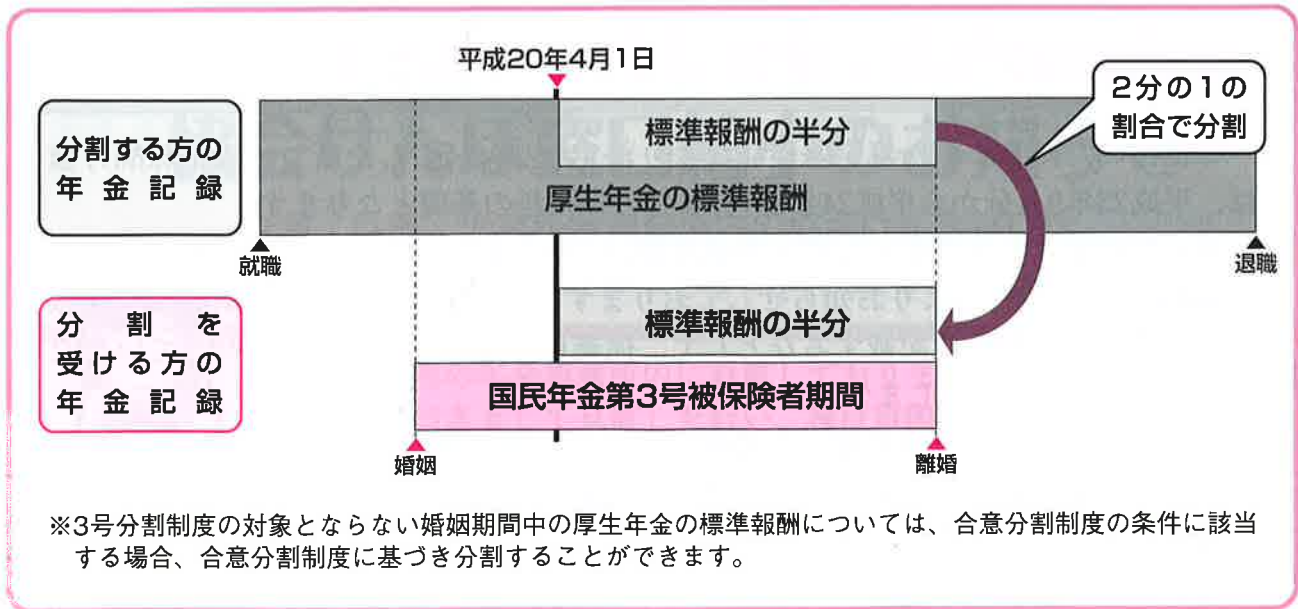
## ②3号分割制度

次の条件に該当した場合に、国民年金第3号被保険者であった方からの請求により、平成20年4月1日以降の相手方の厚生年金の標準報酬を2分の1ずつ、当事者間で分割することができる制度です。

- ・平成20年5月1日以後に離婚した場合など。
- ・平成20年4月1日以後に国民年金第3号被保険者期間があること。
- ・請求期限(原則として離婚から2年以内)を経過していないこと。

この制度で分割される標準報酬は、「平成20年4月1日以後の国民年金第3号被保険者期間中の相手方の厚生年金の標準報酬」に限られます。





### ③合意分割制度と3号分割制度の相違点

合意分割制度と3号分割制度の主な相違点は、次のとおりです。

	合意分割制度	3号分割制度
制度の開始時期	平成19年4月1日	平成20年4月1日
分割の対象となる離婚等	平成19年4月1日以後に ①離婚した場合 ②婚姻の取り消しをした場合 ③事実婚の解消をしたと認められた場合	平成20年5月1日以後に ①離婚した場合 ②婚姻の取り消しをした場合 ③事実婚の解消をしたと認められた場合 ④離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情にあると認められた場合
分割される対象	婚姻期間中の厚生年金の標準報酬	婚姻期間のうち、平成20年4月1日以後の当事者の一方が国民年金第3号被保険者期間中の相手方の厚生年金の標準報酬
分割の方法	婚姻期間中の厚生年金の標準報酬が多い方から少ない方に対して標準報酬を分割	国民年金第3号被保険者期間中に厚生年金の被保険者であった方に対して標準報酬を分割
分割の割合	当事者間の合意または裁判手続きにより定められた年金分割の割合 (両者の標準報酬総額の2分の1まで)	2分の1の割合(固定)
手続きの方法	当事者の一方による請求	被扶養配偶者として国民年金第3号被保険者であった方による請求

●手続き等の詳細は、日本年金機構のホームページに掲載されておりますので、ご覧ください。

## 標準報酬月額を被保険者へお知らせください

ご提出いただきました算定基礎届により決定(定時決定)した新しい標準報酬月額は、平成23年9月分から平成24年8月分までの保険料の基礎となります。

算定基礎届により決定した標準報酬月額は、「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」によりお知らせしておりますので、事業主の方は、新しい標準報酬月額を給料明細書に記載するなどして、従業員一人ひとりにお知らせしていただきますようお願いいたします。

なお、平成23年6月1日以降に資格取得された方や平成23年7月以降に随時改定または育児休業等終了時改定により標準報酬月額が改定された方は、今回の定時決定の対象にはなっていません。

### 平成23年9月分(10月31日納期分)から 厚生年金保険の保険料率が改定されます

厚生年金保険の新保険料率は、**164.12 / 1000** です。

各被保険者の標準報酬月額に保険料率をかけて算出した金額が毎月の保険料額になり、事業主と被保険者が負担します。

平成23年9月分(10月31日納期分)から厚生年金保険の保険料率が変更となります。

また、保険料計算の基礎となる標準報酬月額が、算定基礎届により決定(定時決定)した新しい標準報酬月額となります。

保険料控除額につきまして、お間違いのないようご確認をお願いいたします。

男子(第1種)・女子(第2種)	厚生年金基金加入事業所(※)	坑内員・船員(第3種)
1000分の 164.12	1000分の140.12~1000分の114.12の 27段階で基金ごとに定められた率	1000分の 169.44

(※)厚生年金基金に加入する方の保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

### 保険給付金なども変わります！

傷病手当金などの保険給付金も9月1日分以降は、新しい標準報酬月額に基づいて計算され支給されます。

また、在職中で老齢厚生年金を受給している方(昭和12年4月1日以前生まれの方を除く)は、年金の支給停止額が変更となる場合があります。

# 協会けんぽ窓口縮小のお知らせ

東灘・兵庫・須磨年金事務所内の協会けんぽ窓口は、平成23年12月28日をもって閉鎖いたします。



兵庫県内の年金事務所内に設置しております協会けんぽの受付・相談窓口につきまして見直しを行い、神戸市内の窓口を閉鎖することといたします。

平成24年1月以降につきましては、協会けんぽ兵庫支部の窓口を利用いただくか、郵送による提出にご協力をお願いいたします。なお、下記の窓口も引き続き利用いただけますが、開設日時が異なりますのでご注意ください。

加入者、事業主の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解の程よろしくお願いいたします。

## 平成24年1月以降の協会けんぽ(年金事務所内)窓口

開設窓口	開設曜日
尼崎・西宮・明石・加古川・姫路	月～金
豊岡	月・水・金

### 業務時間

8:30～12:15 13:00～17:15(祝日・年末年始を除く)

### 休憩時間

12:15～13:00(姫路を除く)



### お問い合わせ・郵送提出先

〒651-8512 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館2階

**全国健康保険協会 兵庫支部**

☎078-252-8703

## 生活習慣病予防健診を受診されるみなさまへ

協会けんぽで実施しております生活習慣病予防健診は、みなさまの健康の保持・増進のため、すべての検査項目を受診しましょう。

また、一般健診を受診する場合、検査項目の血液検査には食事制限がありますので、必ず受診する健診機関の指示に従って頂きますようお願いいたします。



# 協会だより 「社会保険実務講習会」

## 「社会保険実務講習会」にご参加を!

11月の社会保険実務講習会は新規適用事業所・新任事務担当者を対象として開催を予定しております。  
下記の要領で実施いたしますのでぜひご参加ください。

- 参加費 無 料
- 応募締切 10月7日(金) 必着
- 募集方法 受講希望の方は、締め切り日までに申込書(コピー可)に必要事項をご記入いただき、下記宛先までお申込みください。  
後日、応募結果等について通知いたしますので、必ず返信用封筒に宛先ご記入の上、80円切手を貼って同封してください。  
応募者多数の場合は抽選とします。  
【会員以外の参加者については3,000円(実費程度)が必要です。】  
【受講申込時に協会への加入申込みをされた場合、参加費は不要です。  
講習会参加申込書の協会加入欄\*に○印をご記入ください。】

### 実務講習会スケジュール

会場番号	会場・住所・TEL	開催日	開催時間	講師	内容
1	姫路市市民会館 中ホール 姫路市総社本町112番地 079-284-2800	11月8日(火)	13:30~16:30 (受付は15分前から)	社会保険労務士 牛尾 理 先生	・厚生年金給付 全般
2	西宮市民会館 大会議室 西宮市六温寺町10-11 0798-33-3111	11月14日(月)	13:30~16:30 (受付は15分前から)	社会保険労務士 永田 章一 先生	
3	豊岡市民会館 講座室 豊岡市立野町20-34 0796-23-0255	11月17日(木)	13:30~16:30 (受付は15分前から)	社会保険労務士 宇谷 清 先生	
4	明石市民会館 第1・第2会議室 明石市中崎1丁目3-1 078-912-1234	11月18日(金)	13:30~16:30 (受付は15分前から)	社会保険労務士 中村 智代美 先生	
5	兵庫県中央労働センター 大ホール 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 078-341-2271	11月28日(月)	13:30~16:30 (受付は15分前から)	社会保険労務士 宮田 伸一 先生	

※専用駐車場(無料駐車場)を完備していない会場、駐車台数に制限がある会場等がありますのでご来場の際は、公共交通機関を利用していただきますようお願いいたします。

申込・  
問い合わせ先

〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4丁目9-26  
財団法人兵庫県社会保険協会 講習会係 電話 078-393-0211



### 講習会参加申込書 (2名まで参加可)

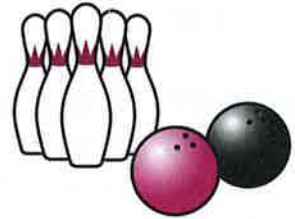
(ふりがな) 参加者氏名	①	②	連絡先電話番号
			事業所整理記号
事業所名			平成23年度協会費納入年月日
所在地			年 月 日
参加会場 希望会場番号に○印	1・2・3・4・5		*協会加入 加入希望

※上記情報は、申込・受付事務および応募結果発送以外に使用いたしません。

# 「社会保険ボウリング大会」参加者募集中!

## ■ 社会保険ボウリング大会参加者募集

今回の募集は4支部で、被保険者の皆様の体育活動を奨励し、健康の保持増進を図ることを目的として、恒例のボウリング大会を下記のとおり開催いたしますので、奮ってご参加ください。



### 西宮支部

西宮年金事務所管内の事業所……定員23チーム(69名) 1事業所4チームを限度  
(財)兵庫県社会保険協会西宮支部主催 第39回社会保険ボウリング大会  
◇日 時:平成23年11月4日(金)集合 午後6時00分 開始 午後6時30分  
◇場 所:BOWLトマト【西宮市室川町】 電話0798-72-9011  
◇参加金1チーム3,300円(2ゲーム)

### 姫路支部

姫路年金事務所管内の事業所……定員30チーム(90名) 1事業所2チームを限度  
(財)兵庫県社会保険協会姫路支部主催 第22回社会保険ボウリング大会  
◇日 時:平成23年11月11日(金)集合 午後6時15分 開始 午後6時45分  
◇場 所:マスターズ姫路スターレーン【姫路市南畝町】 電話079-222-2091  
◇参加金1チーム4,770円(3ゲーム)

### 豊岡支部

豊岡年金事務所管内の事業所……定員10チーム(30名)  
(財)兵庫県社会保険協会豊岡支部主催 第4回社会保険ボウリング大会  
◇日 時:平成23年11月27日(日)集合 午前10時15分 開始 午前10時45分  
◇場 所:ジョイプラザ豊岡店【豊岡市加広町】 電話0796-29-0102  
◇参加金1チーム2,100円(2ゲーム)

### 加古川支部

加古川年金事務所管内の事業所……定員20チーム(60名)  
(財)兵庫県社会保険協会加古川支部主催 第20回社会保険ボウリング大会  
◇日 時:平成23年12月2日(金)集合 午後6時00分 開始 午後6時30分  
◇場 所:ニッケパークボウル【加古川市加古川町寺家町】 電話079-427-8900  
◇参加金1チーム2,100円(2ゲーム)

(※競技方法・留意事項等については、裏面をご覧ください。)

## ●競技方法

- ① 1チーム3名で編成し、1人2～3ゲーム(支部により異なる)の投球を行いトータルスコアの合計点で団体戦の順位を決定する。また、この時に個人戦の得点も兼ねる。
- ② ハンデは、女子1ゲームにつき20点とする。
- ③ 大会当日3名そろわなかったチームは、個人戦のみの参加とする。

## ●表彰【参加チーム数・参加人数により変更することがあります】

- ① 団体の部 優勝、準優勝
- ② 個人の部 優勝、準優勝、飛び賞等
- ③ 参加者全員に参加賞

## ●留意事項

- ① 申し込みは、右記の様式(コピー可)で  
平成23年10月17日(月)までに  
〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4-9-26  
(財)兵庫県社会保険協会事業係 宛  
参加金(ゲーム代相当)と一緒に現金書留で  
送付してください。
- ② 受付は先着順とし、定員になり次第締め切らせていただきます。
- ③ 直前で参加を取り消された場合は、参加金をお返しできない場合があります。
- ④ 貸し靴は自己負担でお願いします。

### 第 回社会保険ボウリング大会申込書

チーム	事業所整理記号 及び 被保険者番号	(ふりがな) 被保険者氏名	被保険者 資格取得 年 月 日	性別	備考
A			S H . .	男	
			S H . .	女	
			S H . .	男	
B			S H . .	女	
			S H . .	男	
			S H . .	女	
C			S H . .	男	
			S H . .	女	
			S H . .	男	

上記のとおり申し込みます。  
平成 年 月 日  
(財)兵庫県社会保険協会 支部長 様  
平成23年度協会費  
納入年月日 年 月 日  
事業所所在地 〒 -  
事業所名称 (印)  
申込責任者氏名  
電話番号

★原則、上記申込書記載順の投球順となります。

## 備えてあんしん ローゴヨーイ・ドン! 老後用者

今と未来に確かなメリット

### 老後まで トク

- 掛金は全額所得控除
- 掛金は自由に設定

### 老後から ラク

- 基本は終身、だから一生お受け取り
- 万が一の時は一時金も

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。  
自営業、フリーランスの方など、国民年金の保険料を納めている60歳未満の方(国民年金の第1号被保険者)がご加入できる公的な年金制度です。

異地暮らしは、私も加入しています!

自由なプランで掛金設定。  
ライフサイクルに応じて増減も可能です。

掛金は、年金の型と口数の組み合わせで自由に設定ができ、あなたにぴったりのプランがつけられます。また、口数単位であれば、加入後に途中変更も可能。各型の掛金額は加入時の年齢(月単位)により異なりますので、詳しくは国民年金基金までお問い合わせください。

1口目としてA型、  
2口目にI型を1口加入した場合

35歳(誕生日)に加入の男性の場合

掛金額	受取額	
60歳までお支払い 月額 16,025円	65歳～80歳 月額 3万円	80歳～終身 月額 2万円

※加入中、受給中(保証期間)に死亡した場合、遺族一時金が受け取れます

35歳(誕生日)に加入の女性の場合

掛金額	受取額	
60歳までお支払い 月額 17,885円	65歳～80歳 月額 3万円	80歳～終身 月額 2万円

※加入中、受給中(保証期間)に死亡した場合、遺族一時金が受け取れます

●詳しい情報はホームページでもご覧いただけます。

兵庫県国民年金基金

## 兵庫県国民年金基金

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通5-1-14 神戸商工貿易センタービル10F

お問い合わせ・資料請求はフリーダイヤルで

# 0120-65-4192

ローゴ ヨイ クニ